

令和6年 第5回米子市教育委員会臨時会会議録

日 時 令和6年3月28日（木）午後3時30分
場 所 教育委員会室

出席した教育委員会教育長及び委員の氏名

浦 林 実（教育長）
白 井 靖 二
荒 川 陽 子
塩 地 淳 子

説明のため出席した職員の職氏名

事務局長兼こども政策課長	長谷川 和 秀
事務局次長兼学校教育課長	西 村 健 吾
生涯学習課長	毛 利 公 一
こども政策課長補佐	永 榮 一 博
こども政策課長補佐	遠 藤 幸 子
こども政策課担当課長補佐	木 村 俊 文
こども政策課担当課長補佐	佐 藤 祐 佳
学校教育課担当課長補佐	畑 野 良 幸
生涯学習課担当課長補佐	木 嶋 秋 子
こども政策課事務員	山 崎 武

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議 事

議案第22号 令和6年度米子市立小・中学校学校運営協議会委員の
任命について

議案第23号 令和6年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備
委員会委員等の委嘱について

議案第24号 米子市社会教育委員の委嘱について

報告第2号 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代
理の報告について

開 会 午後 3 時 3 0 分

浦林教育長 ただいまから、令和 6 年第 5 回米子市教育委員会臨時会を開
会いたします。

1 会議録署名委員の指名

浦林教育長 それでは、日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に塩地委員を指名いたします。

2 議事について

浦林教育長 次に日程第 2 議事に入ります前に報告案件の追加について
お諮りいたします。

報告第 2 号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の
臨時代理の報告について」を本日の議事に追加させていただき
たいと思いますが、これにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので報告第 2 号「教育委員会の権限に属
する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を本日の議
事に追加させていただきます。
資料の配布をお願いします。

2 議 事

浦林教育長 それでは日程第 2 議事に入ります。
はじめに、議案第 2 2 号「令和 6 年度米子市立小・中学校学校
運営協議会委員の任命について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

畑野担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 畑野学校教育課担当課長補佐。

畑野担当課長補佐 それでは、議案第 2 2 号「令和 6 年度米子市立小・中学校学校
運営協議会委員の任命について」、学校教育課から説明いたしま
す。

本議案は、令和 6 年 4 月から新たに設置する学校運営協議会
と継続して検討する学校運営協議会における委員の任命につい

て教育委員会にお諮りするものです。

新たに設置する校区は、福米中学校区の2つの小学校、1つの中学校、後藤ヶ丘中学校区の2つの小学校、1つの中学校、美保中学校区の3つの小学校、1つの中学校、箕蚊屋中学校区の2つの小学校でございます。これで本市の全ての小・中学校に学校運営協議会が設置されます。

委員の任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日です。
委員の氏名、所属等は別紙1から32の通りでございます。
以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。たくさんありますので少し見ていただいて。

荒川委員 よろしいですか。

浦林教育長 荒川委員。

荒川委員 各学校で適した方をお願いされると思うんですけども、所属等で学識経験者というのと地域有識者っていうのと、あと今までこういうことをされてきたっていうのは、きちっと書いてあると、なるほどそういう経歴がある方がされているのだからっていうのがわかるのですが、あえてそういう表現を使っておられるその辺りっていうのはもう学校におまかせなのか何かしら表現の違いが決まりといいますかそういったのが、あるのでしょうか。

畑野担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 畑野学校教育課担当課長補佐。

畑野担当課長補佐 この資料に関しましては学校から出てきた推薦書を基に作成をしておりますが、地域有識者の多くの方は、元々その学校の元保護者の方で居住地域にいろんな活動をされているとかはっきり明記されたものがありまして、そのような書き方をさせていただいております。
学識経験者の場合は主に元々小学校の先生であるとかそういう場合が多いかと思います。
以上です。

荒川委員 わかりました。お名前で校長先生のお名前だなとか、そういう経歴がわかるとなるほどというところもあって、ただ地域の活動をいろいろされている方のお名前が挙がってるんだろうなというふうに思ったんですが、今の説明でよくわかりました。ありがとうございました。

浦林教育長 その他はいかがでしょうか？

塩地委員 教育長。

浦林教育長 塩地委員

塩地委員 各学校区によって人数が違うのですが、これは大体何人までとか、何か目標がありますでしょうか。

畑野担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 畑野学校教育課担当課長補佐。

畑野担当課長補佐 学校運営協議会の人数についてのご質問ですが、原則20名以内となっております。人数に関しましては、学校運営協議会委員であるとか、準備会委員で各地域や学校の状況に合わせて決めておいていただいております。

例えば、美保中学校区におきましては、今後、義務教育学校の設置に向けて、いずれこれが一つになるのか、どのような形になるかわかりませんがそのことも鑑みて、人数を少し少なめにするとか、各学校の実情に合わせて人数を決めていただいております。

以上です。

浦林教育長 ほかによろしいでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 では質疑がないようですので採決いたします。

議案第22号については、原案のとおり任命することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第22号「令和6年度米子市立小・中学校運営協議会委員の任命について」は原案のとおり任命することといたします。

浦林教育長 次に議案第23号「令和6年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

遠藤課長補佐 教育長。

浦林教育長 遠藤こども政策課課長補佐。

遠藤課長補佐 議案第23号「令和6年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」、ご説明いたします。

令和5年11月に設置いたしました米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会の委員、専門部会部会員およびアドバイザーを委嘱するものであります。

資料35ページをご覧ください。米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会設置要綱第3条に基づき、委員は住民を代表する者、市立小中学校の保護者を代表する者、市立小中学校の校長、公立保育所及び米子福祉会和田保育園園長に委嘱をいたします。あわせて、同要綱第4条に基づき、アドバイザーは学識経験を有する者に委嘱をいたします。

令和6年度から3つの専門部会を設置し、専門的な調査および検討を行ってまいります。この専門部会部会員は、同要綱第7条に基づき、住民、未就学児の保護者を代表する者、市立小中学校の保護者、管理職、教職員を代表する者に委嘱をいたします。

任期はいずれも令和7年3月31日までとしております。

説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございますでしょうか。

白井委員 ごめんなさい、ちょっとにわかに整理ができてないですけど、この各部会は、それぞれの部会が同時に開催するってことはあ

まりないですか。

遠藤課課長補佐 教育長。

浦林教育長 遠藤こども政策課課長補佐。

遠藤課課長補佐 それぞれの部会の方に兼務をしている委員もいらっしゃいますので、3つの専門部会はできるだけ別の曜日で開催する想定であります。

白井委員 はい、わかりました。

浦林教育長 その他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 では質疑がないようですので採決いたします。
議案第23号については原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第23号「令和6年度米子市美保中学校区義務教育学校開校準備委員会委員等の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することといたします。

浦林教育長 次に議案第24号「米子市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。
事務局から説明をお願いします。

毛利生涯学習課長 教育長。

浦林教育長 毛利生涯学習課長。

毛利生涯学習課長 そういたしますと、議案第24号「米子市社会教育委員の委嘱について」、ご説明いたします。議案の資料、最終40ページをご覧ください。

社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案、研究調査

を行うほか、教育委員会の諮問に応じて意見を述べることとなっております。本市におきましては、学校教育および社会教育の関係者、それから家庭教育の向上に資する活動を行う者、それから学識経験のある者の中から委嘱するように条例で定められております。

このたび、任期満了に伴いまして、新たに社会教育委員を委嘱しようとするものでございまして、委員の任期は令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間といたしまして、委嘱する委員につきましては、記載しております9名、新任の方3名、再任の方6名という形でお願いをしたいというふうに思っております。

説明は以上です。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

浦林教育長 よろしいでしょうか。それでは質疑がないようですので採決いたします。

議案第24号については、原案のとおり委嘱することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

浦林教育長 異議がないようですので議案第24号「米子市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり委嘱することといたします。

浦林教育長 それでは次に報告第2号「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

木村担当課長補佐 教育長。

浦林教育長 木村こども政策課担当課長補佐。

木村担当課長補佐 報告第2号「教育委員会の権限に属する事項に関わる教育長の臨時代理の報告について報告をいたします。議案資料、当日追加分の1ページをごらんください。

米子市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、教育長が臨時代理をいた

しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

初めに、1、臨時代理した事項につきましては、米子市教育委員会事務局職員の人事異動についてでございます。

その内容については、2ページ以降の令和6年4月1日付人事異動表の通りでございます。

次に、臨時代理を行った日は、令和6年3月22日でございます。

次に3、臨時代理を行った理由につきましては、教育委員会事務局職員の人事異動について緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は以上でございます。

浦林教育長 質疑はございませんでしょうか。

(なしの声)

浦林教育長 それでは本日の議事は全て終了しました。
以上をもちまして米子市教育委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時50分